

社会福祉法人 晃和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 晃和会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与は支給しない。
- (2) 役員等の勤務等については、業務内容に応じて、当法人の就業規則等を概ね準用する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び費用弁償費については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与（当法人の就業規則、賃金規程に基づく）を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 理事

	報酬日額
理事会等への出席	10,000 円
役員業務の為の勤務	20,000 円

(2) 監事

	報酬日額
理事会等への出席	10,000 円
監事監査等の出席	20,000 円
その他業務の為の勤務	20,000 円

(3) 評議員

	報酬日額
評議員会への出席	10,000 円
その他業務の為の勤務	20,000 円